

違法ダウンロードに注意!

『携帯電話で着うたをダウンロードしている。』、『ファイル共有ソフト（Winny、Share、カボス等）を使って、最新の映画をダウンロードしている。』等の話を聞いたり、実際にダウンロードしたりしていませんか？

これらの行為は違法行為であり、刑事罰を受ける可能性があります!

また、音楽や映画を作成した人に無断でインターネットに公開する行為も罰せられるので、ダウンロードと同様にやらないで下さい!

著作権法

- 違法なサイトやファイル共有ソフト等から、海賊版の映画や音楽をダウンロードした。
2年以下の懲役又は200万円以下の罰金、あるいはその両方
- 音楽や映画を無断でインターネットに公開した。
10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金、あるいはその両方

無料の着うたや映画は違法に公開していることが多く、注意が必要です!



トラブルに巻き込まれないためには

- 違法なサイトやファイル共有ソフトを使わない!
- 『みんなが利用しているから。』は理由になりません!
- 匿名性を過信しすぎていませんか? インターネットでも犯人の特定は可能です!
- 著作権は大事な権利であることを理解しましょう。

俳優や歌手は皆さんが間接的に支払っている著作権料(着うたのダウンロードや映画DVDのレンタル等)を収入として活動をしており、違法ダウンロードが蔓延してしまうと収入が減るばかりではなく、ひいては活動ができなくなる可能性があります。

警察の相談窓口

- ・ 警察本部警察安全相談窓口
TEL 098-863-9110(又は、プッシュ回線等から#9110)
- ・ 各警察署の警察安全相談窓口